

広島県道トラック転落損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

広島県道トラック転落損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成二二年八月二〇日

広島地方裁判所 請求棄却（確定）

1 事件の概要

平成一〇年一月二六日午前九時一〇分頃、広島県高田郡高宮町の主要地方道甲田作木線において、甲所有の一〇トントラック（訴外A運転。以下「原告車両」という。）が、対向車との離合の際に右後輪が脱輪し、その二時間後に路肩が崩壊して原告車両は谷に転落した。

本件事故現場の形状は、原告車両の進行方向右側にカーブし、進行方向左側は山に、右側は谷になっていいる。また、当該箇所は、カーブ地点において山側に膨らむ形状を成し、幅員は約四ないし五・五mである。山側には幅五〇cmの側溝が存在し、谷側には岩盤上に高さ約八mの石積みが、さらにその上に盛土がなされ、その盛土上にガードレールが設置されていた。

甲は、原告車両の谷への転落は道路の管理の瑕疵によるとして、車両損害の費用等を請求した。

2 両者の主張

① 原告の主張

本件事故は原告車両がガードレールを押して脱輪し、ガードレールも同時に落下したことによるものである。本件事故現場は幅員が狭く、谷側の路肩部分が軟弱になり崩壊しやすく、また、ガードレールは相当以前に設置され補修等がなされていなかったものであり、道路として通常備えるべき安全性を欠いていた。道路管理者である被告は、コンクリート補強壁等で路肩を補強するなど防災手段を講じていなかった。また、事故当時、積雪により本件道路の路面状況は悪く路肩の部分の崩壊も予想され、危険箇所防護柵あるいはセイフティコーン等で事故防止措置をとるべきであったにもかかわらず、これらに対する防止措置をとらなかった。この点において、被告には、管理の瑕疵がある。

② 被告の主張

Aは対向車両と離合する際、通常ならば進行方向左側（山側）に原告車両を寄せて離合するところ谷側に原告車両を動かし、また、対向車両の後続車の運転手Bの指示（そのまま前進すると右後輪が脱輪する）を無視して原告車両を前進させたため本件事故が生じたものである。さらに、進行方向約五〇m先には離合に適した箇所があり、本件現場からその箇所を見通すことができ、また、Aは本件道路を過去数回通過した経験がありその場所を了知すべきであったにもかかわらず、路肩部分に雪が残り幅員がさらに狭くなっている場所で無理な離合を行ったものである。このように、本件事故はAの通常の運転手法とはいえない行動が原因で発生したものである。

また、本件事故現場の路肩部分は、良好かつ安定した地盤状況にあり、通常備えるべき安全性を有していた。本件事故によりガードレール支柱基礎の存在していた部分が抜け落ちる形で落下したのは、原告車両後部が路外に逸脱する方向に動いたため荷重によりガードレールの一部を破壊・変形させ、その後、原告車両がガードレールに寄りかかる状態となったため、原告車両の荷重によりガードレール及び支柱部分が破壊されたためである。本件事故現場のガード

レールは車両の逸脱を防ぐよう設置されたものであるが、荷重約二〇トンの原告車両を約二時間間防止していたことからしても、地盤が強固であったことはもとより、ガードレールの構造上の安全性も問題がなかったといえる。

よって、本件道路は通常有すべき安全性を有しているところ、本件事故は被告において通常予測することができなかつたものであり、管理の瑕疵はない。

3 判決の概要

原告の請求を棄却する。

4 判決のポイント

① 事故の状況

Aは対向車両と離合する際、原告車両の車長が長い山側に寄せることが困難と判断し谷側に寄せたところ、右後輪がガードレールに接触した。AはBの指示を無視して原告車両を前進させた結果、右後輪がガードレールの支柱を倒して脱輪し車体後部が傾いた。その後、合計二、三本のガードレール支柱が基礎ごとはずれ、支柱基礎の直下の盛土部分が崩れ、原告車両及びガードレールは谷側に落下した。

② 道路管理瑕疵の有無

営造物の設置・管理の瑕疵とは営造物が通常

有すべき安全性を欠いていることをいう。通常有すべき安全性の欠如の有無は、本件のような道路の瑕疵については、道路の位置・場所等地理的条件、道路の構造・形状、事故時における利用状況等、物的欠陥の位置・形状等、被害者の事故時の行動の事情を総合的に考慮して判断しなければならない。

本件事故は、原告車両を運転していたAが離合困難な本件事故現場において離合しようとし、脱輪の可能性がある旨の指摘を受けていたにもかかわらず原告車両を谷側に寄せすぎた結果、脱輪し、これにより原告車両が傾き谷側に転落したとするのが相当である。ガードレールの支柱基礎及びその下部の盛土部分は原告車両の右後輪の前進力及び原告車両後部が谷側に傾いたことにより脱輪及び崩壊したものであって、原告車両の重量が約二〇トンであったことからすると、ガードレールがこれらの推進力・荷重に耐えられなければ通常有すべき安全性を欠いているとまではいえないし、また、これらにより本件事故現場のガードレールの支柱基礎が脱落・破壊することまで被告が通常予測することは不可能であることから、本件事故当時被告が特段の措置をとっていなかったとしても、本件道路が通常有すべき安全性を欠いていたとまで認めることはできない。